

たつの市国民保護計画

平成 29 年 6 月

たつの市

目 次

第 1 編 総論

第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市保護計画の位置づけ	1
2	市保護計画の構成	2
3	市保護計画の見直し、変更手続	2
第 2 章	保護措置に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関の連絡先	9
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	10
1	たつの市の位置	10
2	たつの市の気象	10
3	たつの市の社会的な状況	13
第 5 章	市保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態等	16
2	緊急対処事態	20

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章	組織・体制の整備等	23
第 1	市における組織・体制の整備	23
1	市の各部課室における平素の業務	23
2	市職員の参集基準等	23
3	消防機関の体制	25
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	25
第 2	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え方	27
2	県との連携	27
3	近接市町との連携	27
4	指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連携	29
5	市民に期待される取組等	30
第 3	通信の確保	33
第 4	情報収集・提供等の体制整備	34
1	基本的考え方	34
2	警報等の伝達に必要な準備	35
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	36
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	37
第 5	研修及び訓練	39

1	研修	39
2	訓練	39
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	41
1	避難に関する基本的事項	41
2	避難実施要領のパターンの作成	42
3	救援に関する基本的事項	43
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	43
5	一時集合場所の選定	44
6	避難施設の指定への協力	44
7	医療体制の整備	45
8	生活関連等施設の把握等	45
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	47
1	市における備蓄	47
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	50
第4章	国民保護に関する啓発	51
1	保護措置に関する啓発	51
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	51

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	52
1	危機管理対策本部等の設置	53
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	55
3	市対策本部との調整	56
第2章	市対策本部の設置等	57
1	市対策本部の設置	57
2	動員の実施	61
3	通信の確保	61
4	情報通信機器等の活用	62
第3章	関係機関相互の連携	63
1	国・県の対策本部との連携	63
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	63
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	64
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	64
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	65
6	市の行う応援等	65
7	ボランティア団体等に対する支援等	66
8	市民への協力要請	67
第4章	警報及び避難の指示等	68
第1	警報の伝達等	68
1	警報の内容の伝達、通知	68

2	警報の内容の伝達方法等	6 8
3	緊急通報の伝達及び通知	7 0
第 2	避難住民の誘導等	7 1
1	避難の指示の通知・伝達	7 1
2	避難実施要領の策定	7 1
3	避難住民の誘導	7 5
4	避難の種類	7 9
第 5 章	救援	8 4
1	救援の実施	8 4
2	関係機関との連携	8 4
3	救援の内容	8 5
4	救援の実施方法	8 9
第 6 章	安否情報の収集及び提供	9 8
1	安否情報の収集	9 8
2	県に対する報告	9 9
3	安否情報の照会に対する回答	9 9
4	日本赤十字社に対する協力	1 0 0
第 7 章	武力攻撃災害への対処	1 0 1
第 1	武力攻撃災害への対処	1 0 1
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	1 0 1
2	武力攻撃災害の兆候の通報	1 0 1
第 2	応急措置等	1 0 2
1	退避の指示	1 0 2
2	警戒区域の設定	1 0 3
3	武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	1 0 4
4	土地、建物の一時使用等	1 0 4
5	消防に関する措置等	1 0 4
第 3	生活関連等施設における災害への対処等	1 0 7
1	生活関連等施設の安全確保	1 0 7
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	1 0 7
第 4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	1 0 9
1	武力攻撃原子力災害への対処	1 0 9
2	NBC攻撃による災害への対処	1 1 0
第 8 章	被災情報の収集、報告及び公表	1 1 4
1	被災情報の収集及び報告	1 1 4
2	被災情報の公表	1 1 4
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	1 1 6
1	保健衛生の確保	1 1 6
2	廃棄物の処理	1 1 7
3	文化財の保護	1 1 8
第 1 0 章	生活の安定に関する措置	1 1 9
1	生活関連物資等の価格安定	1 1 9

2	避難住民等の生活安定等	1 2 0
3	生活基盤等の確保	1 2 0
第 1 1 章	特殊標章等の交付及び管理	1 2 1

第 4 編 復旧等

第 1 章	応急の復旧	1 2 3
1	基本的考え方	1 2 3
2	公共的施設の応急の復旧	1 2 3
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	1 2 4
第 3 章	保護措置に要した費用の支弁等	1 2 5
1	保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 2 5
2	損失補償及び損害補償	1 2 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 2 5

第 5 編 緊急対応事態への対応

1	緊急対応事態	1 2 6
2	緊急対応事態における警報の通知及び伝達	1 2 6

様 式

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の
照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（抜粋）

様式第 1 号	1 2 7
様式第 2 号	1 2 8
様式第 3 号	1 2 9
様式第 4 号	1 3 0
様式第 5 号	1 3 1

資 料 編

分掌業務	1 3 2
------	-------

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、たつの市国民保護計画（以下「市保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県国民保護計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する保護措置】（法第 16 条第 1 項）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 市保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市保護計画を作成する。

(3) 市保護計画に定める事項

市保護計画においては、市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

【市保護計画に定める事項】（法第 35 条第 2 項）

- ① 市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する保護措置に関する事項
- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

(4) 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行なうすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

2 市保護計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処
- 資料編

3 市保護計画の見直し、変更手続

(1) 市保護計画の見直し

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、たつの市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市保護計画の変更手続

市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 保護措置に関する基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 市民の基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施に当たっては、市民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 保護措置に従事する者等の安全の確保

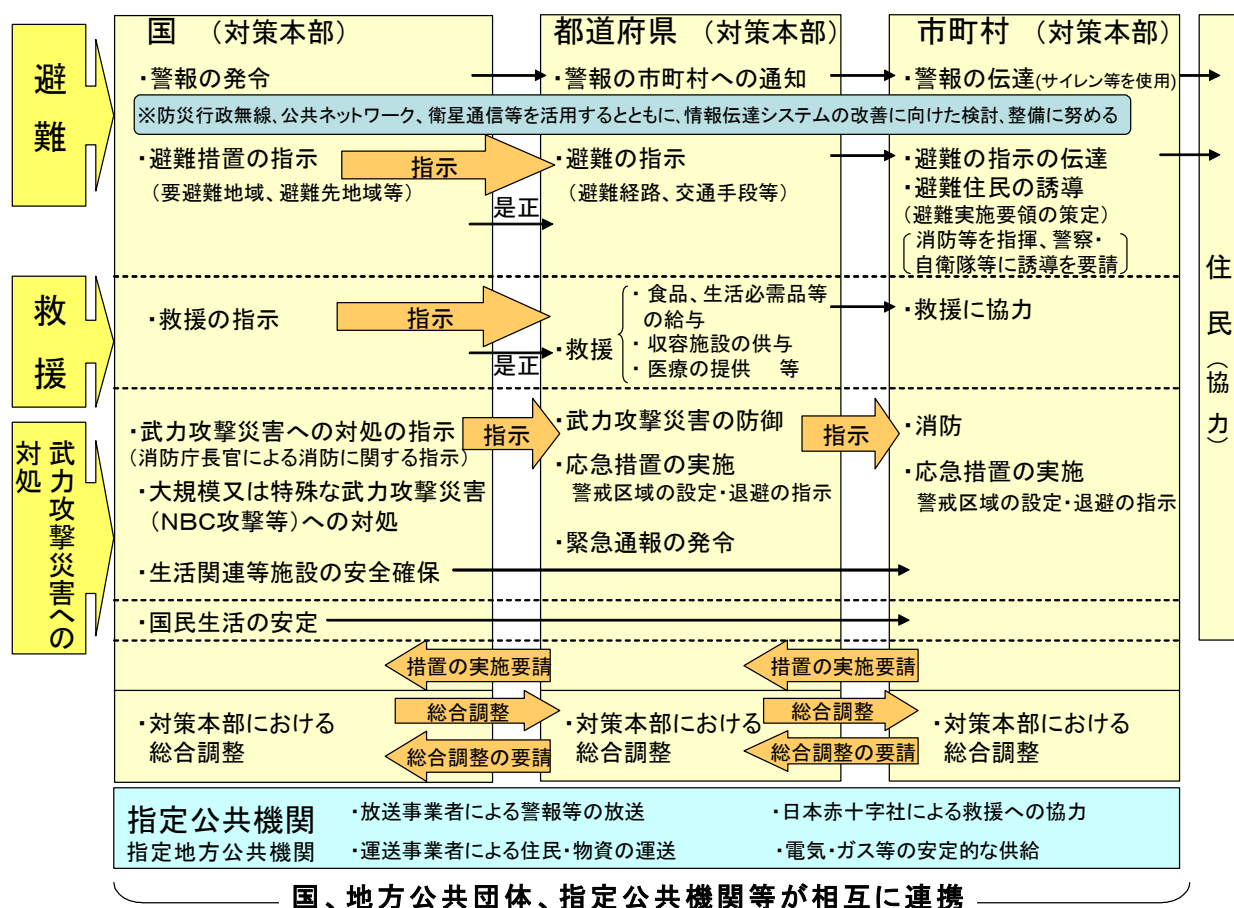
市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の果たすべき役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、県、市、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係団体は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

【地方公共団体】

機 関 名	事務又は業務の大綱
た つ の 市	1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
兵 庫 県	1 県保護計画の作成 2 県協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機 関 名	事務又は業務の大綱
〔陸上自衛隊〕 中部方面隊 陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊) 〔海上自衛隊〕 呉地方隊・舞鶴地方隊 〔航空自衛隊〕 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機 関 名	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局 (兵庫農政事務所地域第一課)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策

機 関 名	事務又は業務の大綱
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部 (姫路海事事務所)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部 (姫路海上保安部) 第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関・指定地方公共機関】

機 関 名	事務又は業務の大綱
〔放送事業者〕	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西	

〔運送事業者〕	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) (株)ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) (指定地方公共機関) (株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株) 沼島汽船(株)、坊勢汽船(株) ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本ＪＲバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株) (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、六甲摩耶鉄道(株) ③ 航空事業者 (指定公共機関) エアーニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)日本航空インターナショナル、 全日本空輸(株) スカイマーク(株) (指定地方公共機関) 日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株) ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、 (一財) 神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、 能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、六甲摩耶鉄道(株) WILLERTRAINS(株) ⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株) ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県トラック協会
〔電気通信事業者〕	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (指定公共機関) 西日本電信電話(株)、ＮＴＴコミュニケーションズ(株)、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク テレコム(株)、(株)ＮＴＴドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株)
〔電気事業者〕	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力(株)、電源開発(株)、電力広域的運営推進機関
〔ガス事業者〕	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス(株) (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県ＬＰガス協会
日本郵便(株) (龍野郵便局)	1 郵便の確保
〔病院その他の医療機関〕	1 医療の確保 (指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会 (たつの市・揖保郡医師会)

〔河川管理施設、道路の管理者〕	1 河川管理施設、道路の管理
	(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、 本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【関係団体】

機 関 名	事務又は業務の大綱
たつの市社会福祉協議会	1 ボランティア活動に関する連絡調整 2 ボランティアの受入体制の確保
たつの市連合自治会	1 住民への情報伝達、収集
たつの市連合婦人会	1 住民への情報伝達、収集

2 関係機関の連絡先

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 たつの市の位置

本市は、兵庫県の南西部に位置し、総面積は 210.93 km²、東西約 15.7km、南北約 29.2km の南北に細長い地形となっている。

北は宍粟市、東は姫路市、太子町、西は相生市、佐用町、上郡町に接し、南は瀬戸内海に面している。

東西方向には山陽自動車道・国道 2 号・国道 250 号、南北方向には、播磨自動車道・国道 179 号が貫き、J R 山陽本線・姫新線が運行され、阪神間も通勤圏内となっている。

位 置 図



2 たつの市の気象

年間を通じて温暖・少雨の瀬戸内気候区の特徴である。降雨は少なく湿度が低いいため乾燥し、海岸に近い暑さや寒さも比較的しのぎ易い。特に冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜間から早朝の冷え込みが強い。

梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

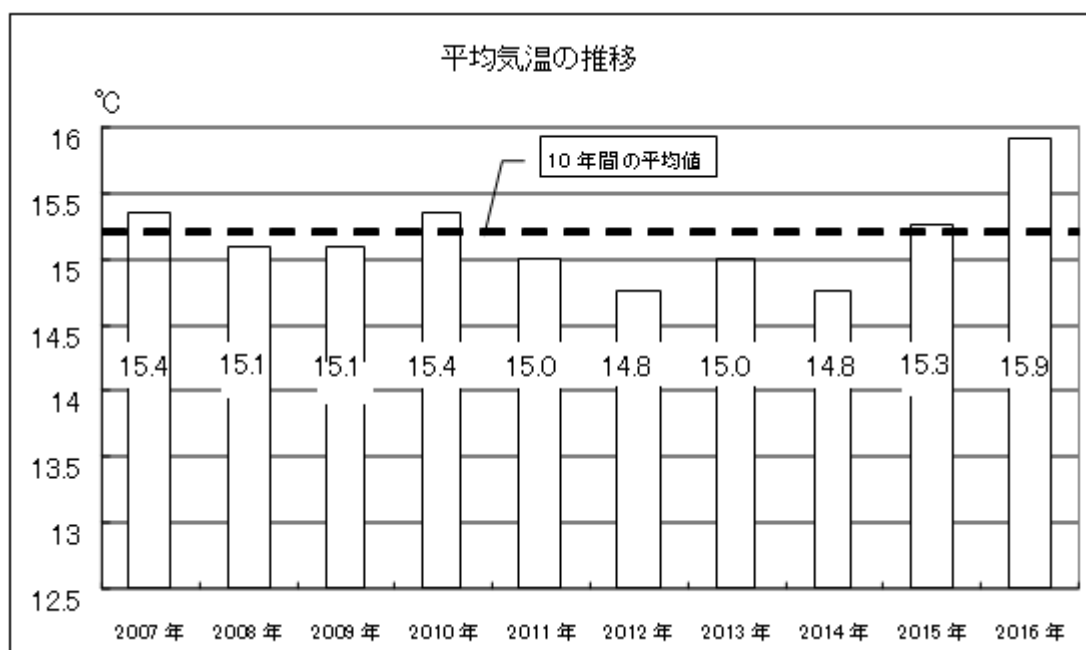
(1) 気温

たつの市消防本部の気象データによると、2007 年から 2016 年までの 10 ヶ年の平均気温は 15.2℃で、毎年その前後の平均気温で推移している。10 ヶ年の最高気温の平均

は 35.9℃で、最も高かったのは 2012 年に記録した 37.4℃である。また、10 ヶ年の最低気温の平均はマイナス 4.5 度で、最も低かったのは 2012 年のマイナス 5.8 度である。たつの市は瀬戸内式気候に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。

たつの市 2007 年～2016 年の平均気温（消防本部）

区 分	単位	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
平均気温	℃	15.4	15.1	15.1	15.4	15.0	14.8	15.0	14.8	15.3	15.9
最高気温	℃	35.8	35.3	34.0	35.7	34.8	37.4	36.6	35.7	36.2	37.0
最低気温	℃	-3.4	-3.2	-4.6	-4.2	-5.6	-5.8	-4.5	-3.9	-4.0	-5.4



年平均気温（単位：℃）

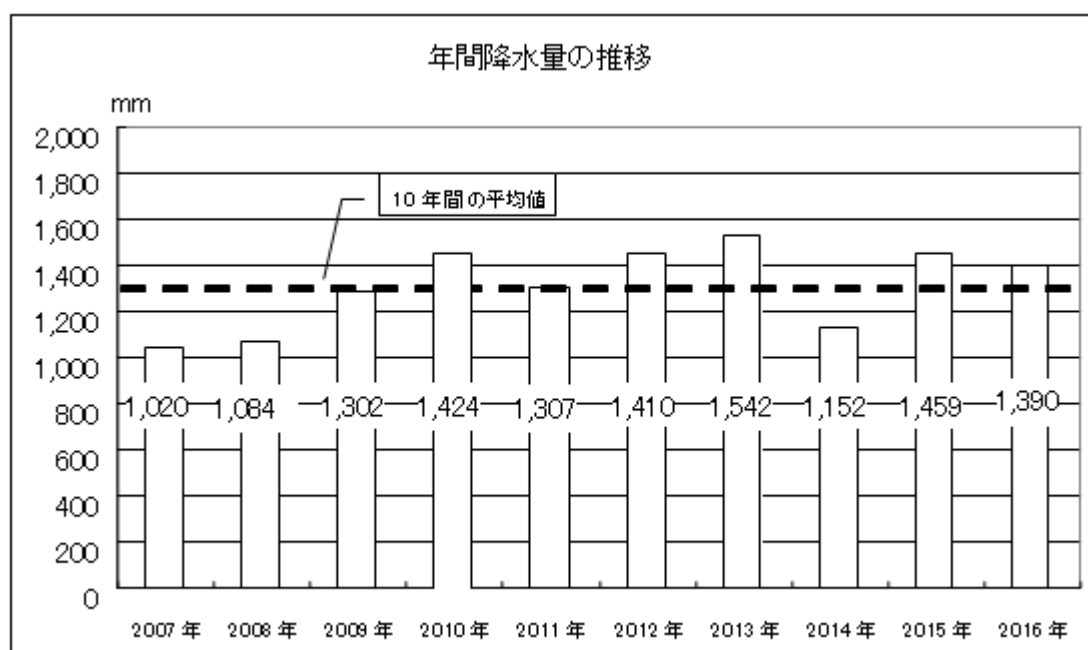
(2) 降水量

2007 年から 2016 年までの過去 10 年間の降水量では、最も多い年で 2013 年の 1,542mm、最も少なかったのは 2007 年の 1,020mm である。10 年間の年間降水量を平均すると 1,317mm となっている。

降水量が最も多かった 2013 年のデータで見えてみると、梅雨時期にあたる 6 月から降水量が増加している。また、台風の襲来する時期となる 7 月から 10 月にかけて、降水量が多くなっている。

たつの市 2007 年～2016 年の降水量（消防本部）

区分	単位	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
年降水量	mm	1,020	1,084	1,302	1,424	1,307	1,410	1,542	1,152	1,459	1,390



年間降水量（単位：mm）

(3) 積雪

たつの市では、太平洋岸を東進する発達した低気圧によって、2～3月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪になることは無い。

(4) 湿度

降雨の少なくなる12～5月にかけて湿度が低くなる傾向にある。最小湿度は、春に記録されることが多い。

(5) 潮位

高潮は台風によって発生し、沿岸地域が対象となるが、県南部海岸は東京湾等とともに、日本でも最も高潮の起こりやすい地域である。そのほか、いわゆる異常潮がみられることがあるが、台風による高潮と比べるとはるかに小さく、潮位は高いときでも平常より約30cm高くなる程度である。

(6) 地勢

播磨平野の穀倉を潤し、「たつの」を育んだ母なる川、揖保川が市域を南北に流れ、河口付近で中川と元川を分派して瀬戸内海に注いでいる。

この揖保川を軸に、山々の豊かな緑、瀬戸内海国立公園にも属する関西随一の遠浅海岸新舞子浜、梅林など、魅力的な自然が広がっている。

3 たつの市の社会的状況

(1) 人口

平成27年（国勢調査）における本市の人口は、77,419人であり、周辺市町では姫路市に次ぐ人口を有している。

人口の推移については、民間の住宅地開発のほか、土地区画整理事業による面的整備により、人口増となっている地区があるものの、市全体においては、平成7年以降、僅かながら減少傾向にある。一方、世帯数は増加傾向が続いているが、平均世帯人口は、減少傾向を示している。

これらは全国的な傾向と同様であり、核家族化と少子化が進展しているものと考えられる。

人口・世帯数の推移

単位：人

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 人 口	83,431 (0.5)	83,207 (△0.3)	81,561 (△2.0)	80,518 (△1.3)	77,419 (△3.8)
平均世帯人員	3.59	3.38	3.19	3.00	2.80
総 世 帯 数	23,255 (5.2)	24,588 (5.7)	25,559 (3.9)	26,803 (4.9)	27,297 (1.8)

注：（ ）内は左欄の数値に対する増減率（％）

資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

(2) 年齢別人口

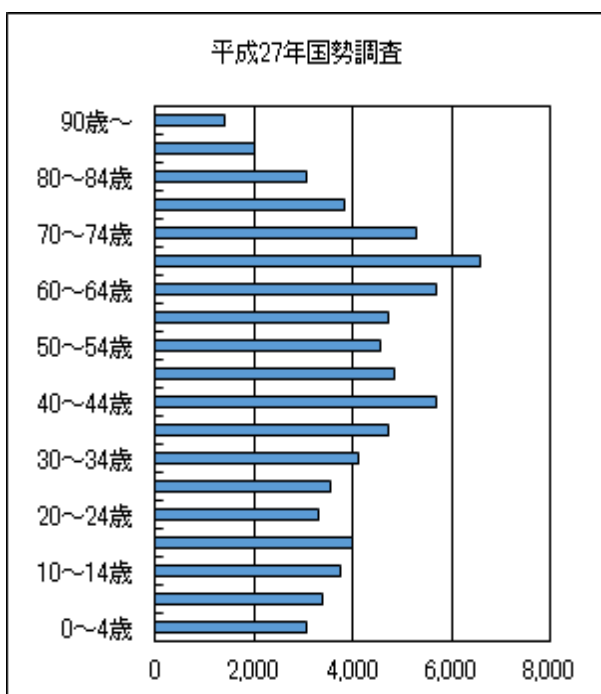
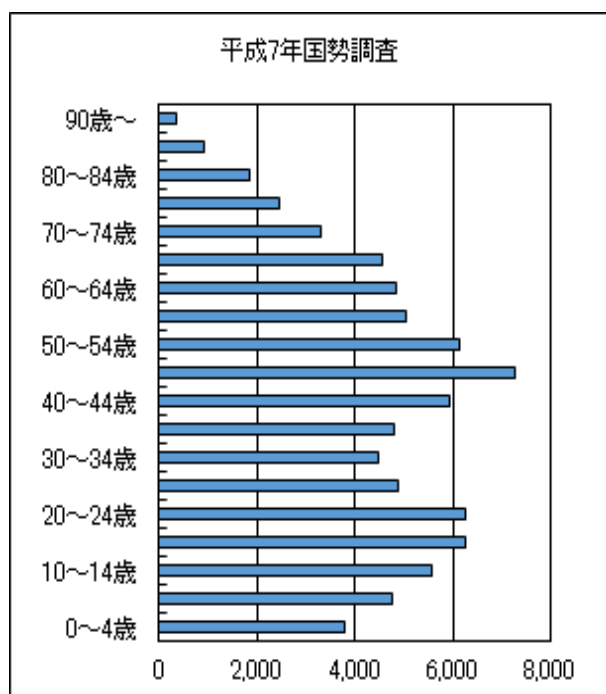
平成7年から平成27年の年齢別人口の推移をみると、年少人口は平成7年を100とした場合、平成27年は72であり、20年間で3割近く減少している。生産年齢人口は81で2割近く減少している。老年人口は164と大きく増加し、本市においても少子化、高齢化が進展していることを示している。

また、年齢（5歳階級）別人口の構成比でも、年少人口の割合は下がり続けると共に老年人口の割合は上がり続け、平成27年には老年人口が年少人口の2倍以上となっている。

5歳階級別の人口グラフでも少子化、高齢化の傾向は顕著に現れており、30歳未満で大きくくびれが生じている。

これらの状況は、平常時からのコミュニティ対策の充実と要配慮者対策の必要性を示している。

5歳階級別の人口グラフ



年齢（５歳階級）別人口の推移

単位：人口（人）、構成比（％）

年 齢		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		指数
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	H27/H7
年少人口	0～4	3,791	4.5	3,953	4.8	3,508	4.3	3,289	4.1	3,069	4.0	81
	5～9	4,736	5.7	4,139	5.0	4,181	5.1	3,723	4.6	3,380	4.4	71
	10～14	5,578	6.7	4,842	5.8	4,151	5.1	4,241	5.3	3,739	4.8	67
	小 計	14,105	16.9	12,934	15.5	11,840	14.5	11,253	14.0	10,188	13.2	72
生産年齢人口	15～19	6,243	7.5	5,424	6.5	4,623	5.7	4,103	5.1	4,006	5.2	64
	20～24	6,249	7.5	5,202	6.3	4,372	5.4	3,945	4.9	3,312	4.3	53
	25～29	4,862	5.8	5,787	7.0	4,759	5.8	4,302	5.3	3,530	4.6	73
	30～34	4,468	5.4	4,889	5.9	5,681	7.0	4,775	5.9	4,120	5.3	92
	35～39	4,815	5.8	4,666	5.6	4,897	6.0	5,810	7.2	4,730	6.1	98
	40～44	5,944	7.1	4,904	5.9	4,672	5.7	4,922	6.1	5,676	7.3	95
	45～49	7,281	8.7	5,970	7.2	4,848	5.9	4,676	5.8	4,829	6.2	66
	50～54	6,145	7.4	7,192	8.6	5,860	7.2	4,772	5.9	4,541	5.9	74
	55～59	5,037	6.0	6,063	7.3	6,993	8.6	5,780	7.2	4,702	6.1	93
	60～64	4,832	5.8	4,874	5.9	5,901	7.2	6,881	8.6	5,681	7.3	118
	小 計	55,876	67.0	54,971	66.1	52,606	64.5	49,966	62.0	45,127	58.3	81
老年人口	65～69	4,569	5.5	4,542	5.5	4,572	5.6	5,672	7.1	6,570	8.5	144
	70～74	3,319	4.0	4,155	5.0	4,196	5.1	4,298	5.3	5,267	6.8	159
	75～79	2,453	2.9	2,908	3.5	3,590	4.4	3,717	4.6	3,807	4.9	155
	80～84	1,844	2.2	1,968	2.4	2,321	2.8	2,919	3.6	3,072	3.9	167
	85～89	922	1.1	1,208	1.5	1,334	1.6	1,680	2.1	2,010	2.6	218
	90歳以上	343	0.4	521	0.6	1,102	1.5	1,013	1.3	1,378	1.8	402
	小 計	13,450	16.1	15,302	18.4	17,115	21.0	19,299	24.0	22,104	28.5	164
合 計		83,431	100.0	83,207	100.0	81,561	100.0	80,518	100.0	77,419	100.0	93

年齢不詳があり、小計は一致しない。

資料：国勢調査（平成 7 年～平成 27 年）

第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とし、その特徴及び留意点を示す。

また、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的・社会的状況を踏まえた留意点等については今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

【基本指針及び県保護計画で想定されている事態】

1 武力攻撃事態

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急処理事態

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。

なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特 徴、留 意 点
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 【想定される主な被害】 ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 【被害の範囲・期間】 ・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 【事態の予測】 ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 【留意点】 ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 【想定される主な被害】 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 【被害の範囲・期間】 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 【事態の予測】 ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動

	を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 【留意点】 ・ 危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・ 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
弾道ミサイル攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 【想定される主な被害】 ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 【事態の予測】 ・ 極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 【留意点】 ・ 迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・ 警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 【想定される主な被害】 ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・ その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 【事態の予測】 ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

	【留意点】 ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
--	---

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) N B C攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、N B C攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
核兵器等	【想定される主な被害】 ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 【留意点】 ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが

	重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	【想定される主な被害】 ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 【留意点】 ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	【想定される主な被害】 ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 【留意点】 ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態の定義

事態対処法第 22 条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であるとの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

(2) 緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分 類	事 態 例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・ 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分 類	事 態 例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・ 小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様

	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・ 攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

なお、市国民保護対策本部(以下、「市対策本部」という。)を設置したときの市の各部課室における業務については、「第3編第2章1(3)市対策本部の組織構成及び機能」を参照。

また、保護措置に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、総務部危機管理課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①危機管理連絡会議体制	指定要員、国民保護担当職員が参集する。
②危機管理対策本部体制	国による武力攻撃事態等の認定が行われていない また、認定が行われたが、本市に市対策本部設置の 指定がない段階で、原則として、市国民保護対策本 部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集 基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断す る。
③市国民保護対策本部体制	国による武力攻撃事態等の認定が行われ、設置の 指定があった場合において、全ての市職員が本庁又 は勤務場所等に参集する。

※ 指定要員とは、危機管理連絡会議の会長、副会長及び構成員をいう。（「第3編 第1章1(1)危機管理連絡会議の設置」を参照。）

(4) 職員への連絡手段の確保

市職員に対する参集時の連絡手段については、電話・携帯電話・メール等による最も速やかに行える方法による。

(5) 市対策本部長、本部員の参集が困難な場合の対応

市対策本部長（市長）の参集が困難な場合の代替職員については、次の順序による。

第1順位	第2順位
副市長（防災監事務取扱）	総務部長

また、市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くこととする。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び国民保護担当職員については、この限りでない。

- ④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、参集途上の交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事することとする。

ア 通信連絡により、所属長又は市対策本部の指示を受けること。

イ 前記アの措置が不可能な場合は、最寄の市施設、指定避難所等に参集し、その

施設の長の指示に従って災害応急対策に従事することとする。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び国民保護担当職員については、この限りでない。

- ⑤ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、参集途上の被害状況の把握に努めるとともに、関係部署に連絡することとする。

(7) 交代要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保できるよう、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保、仮眠設備等の確保等に努める。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)

損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市保護計画の県への協議

市は、県との市保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、

近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

- ① 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定(平成18年11月1日締結)
(兵庫県及び県内市町)
- ② 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定(平成18年3月27日締結)
(協定団体及び連絡先)

市	町	名	連	絡	先	市	町	名	連	絡	先
姫	路	市	079-221-2111			福	崎	町	0790-22-0560		
相	生	市	0791-23-7111			神	河	町	0790-34-0001		
赤	穂	市	0791-43-3201			太	子	町	079-277-1010		
宍	粟	市	0790-63-3000			上	郡	町	0791-52-1111		
市	川	町	0790-26-1010			佐	用	町	0790-82-2521		

- ③ 姉妹都市との相互応援協定(平成18年7月14日締結)
(協定団体及び連絡先)

市	区	町	名	連	絡	先
三		鷹	市	0422-45-1151		
長		浜	市	0749-62-4111		
安		芸	市	0887-34-1111		

- ④ 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援に関する協定
(平成8年1月16日締結)
- ⑤ 兵庫県水道災害相互応援に関する協定(県、市町、各水道事業所)
(平成10年3月16日締結)
- ⑥ 国土交通省近畿地方整備局との災害時の応援に関する申し合わせ
(平成24年3月28日締結)
- ⑦ 播磨広域防災連携協定(播磨13市9町)
(平成26年4月22日締結)
- ⑧ 県外市町との災害時相互応援に関する協定(平成28年1月29日締結)
(協定団体及び連絡先)

市	区	町	名	連	絡	先		
愛	媛	県	四	国	中	央	市	0896-28-6000
和	歌	山	県	新	宮	市	0735-23-3333	
福	岡	県	新	宮	町	092-962-0231		

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧（消防）】

協 定 名 称	締結年月日	協 定 市 町 等
兵庫県広域消防相互応援協定	平成 18 年 9 月 1 日	県下の市町及び組合消防本部

4 指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、たつの市・揖保郡医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【参考：防災のための協定一覧】

- ① 緊急時における生活物資確保に関する協定
(平成 18 年 7 月 14 日締結) (生活協同組合コープこうべ)
- ② 災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書
(平成 18 年 7 月 14 日締結) (マックスバリュ(株))
- ③ 災害時におけるたつの市と龍野郵便局及びたつの市内特定郵便局との相互協力に関する協定

- (平成 18 年 7 月 14 日締結) (龍野郵便局、たつの市内特定郵便局)
- ④ 防災エキスパートの活用に関する協定
(平成 18 年 7 月 14 日締結) (兵庫県まちづくり技術センター)
- ⑤ 安全・安心社会の構築に関する協定
(平成 18 年 8 月 21 日締結) (兵庫県プロパンガス協会)
- ⑥ 災害時等応急対策協力協定
(平成 18 年 12 月 25 日締結) (新宮町上下水道工事業協同組合、龍野市上下水道工事業協同組合)
- ⑦ 災害時における応急対策業務に関する協定
(平成 21 年 9 月 1 日締結) (しらさぎ環境保全協同組合)
- ⑧ 災害時における応急対策業務に関する協定
(平成 21 年 12 月 25 日締結) (たつの翔龍会)
- ⑨ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定
(平成 22 年 4 月 30 日締結) (揖龍建設業協会)
- ⑩ 災害時における障害物除去等の協力に関する協定
(平成 22 年 6 月 16 日締結) (兵庫県自動車整備振興会西播西支部・揖龍ブロック)
- ⑪ 災害時における応急対策業務に関する協定
(平成 22 年 6 月 18 日締結) (たつの防災連合会)
- ⑫ 災害に係る情報発信等に関する協定
(平成 24 年 11 月 5 日締結) (ヤフー㈱)
- ⑬ 災害時における緊急測量業務等に関する協定
(平成 25 年 4 月 15 日締結) (たつの市測量・設計災害対策協力会)
- ⑭ 災害時等における相互協力に関する協定
(平成 25 年 12 月 19 日締結) (西日本高速道路)
- ⑮ 災害時における福祉避難所へのヘルパー等派遣に関する協定
(平成 26 年 3 月 4 日締結) ((一社) 社会福祉協議会)
- ⑯ 災害時における L P ガス等支援協力に関する協定
(平成 27 年 5 月 25 日締結) ((一社) 兵庫県 L P ガス協会西播東支部)
- ⑰ 災害時における物資供給に関する協定
(平成 27 年 8 月 1 日締結) (N P O 法人コメリ災害対策センター)
- ⑱ 災害時における畳の提供等に関する協定
(平成 27 年 10 月 7 日締結) (5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会)
- ⑲ 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定
(平成 28 年 10 月 1 日締結) (兵庫県行政書士会)
- ⑳ 災害時における物資の提供等に関する協定
(平成 28 年 11 月 2 日締結) (ゴダイ㈱)

5 市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取組や市民との連携等について示す。

(1) 市民に期待される取組

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行なわれることが期待される。

- ① 住民及び自治会等に期待される取組

ア 平素における取組

- ・ 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- ・ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ・ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- ・ 最寄の避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

イ 武力攻撃事態等における取組

- ・ 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- ・ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ・ 自治会等は、市からの警報等の情報を住民に伝達する。
- ・ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

② 自主防災組織に期待される取組

ア 平素における取組

- ・ 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- ・ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ・ 地域における危険箇所を把握しておく。
- ・ 市や消防と連携して、訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

- ・ 市からの警報等の情報を伝達する。
- ・ 地域の住民の安否確認を行う。
- ・ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。

③ 事業所等に期待される取組

ア 平素における取組

- ・ 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- ・ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ・ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- ・ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

- ・ 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- ・ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ・ 従業員等の安否確認を行う。
- ・ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

(2) 市民との連携

① 住民との連携

市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

② 企業・団体との連携

市は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(3) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(4) ボランティア活動への支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他ボランティア関係団体等との連携を図り、避難所における救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された近畿地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 情報通信機器等の活用

① フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の活用

市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、県、他市町、消防本部、県警察、自衛隊、管区海上保安本部、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）を活用する。

② 兵庫県衛星通信ネットワークの活用

市は、衛星通信にISDNや移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などのさまざまな種類の情報を的確かつ迅速に伝達することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 市民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、フェニックス防災システム、災害対応総合情報ネットワークシステムの整備・管理に努める。

(3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、コミュニティ FM 放送等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「たつの防災ネット」やエリアメール・緊急速報メールを活用し、市民への適切な情報伝達に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）
 - ① 氏名（フリカナ）
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の性別
 - ④ 住所（郵便番号含む。）
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 避難施設等の居所
 - ⑧ 負傷及び疾病の状況
 - ⑨ ⑦～⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - ⑩ 安否情報の回答等についての希望等
 - ア 親族・同居者への回答の希望
 - イ 知人への回答の希望
 - ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
 - ⑪ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑫ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報収集のための準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分							
兵 庫 県 た つ の 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 たつの市〇〇町△△番地□□（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
たつの市							

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況
たつの市				

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、保護措置の実施に必要な知識を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【参考】

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練など実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努める。

【訓練の例】

訓練の形態	訓練の内容
市対策本部設置 運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員訓練、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	市民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練、被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
避難誘導訓練	避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
N B C 攻撃災害 への対処訓練	N B C 攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会や自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数等)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国・県・市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

① 避難支援プランの活用

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難

な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対しては、インターネット、たつの防災ネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障害者等と消防本部の間に設置している緊急通報システムを活用し、福祉担当課と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

【輸送施設に関する情報】

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)
- ⑤ ヘリポート(ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地】

所在地	防災 ヘリポート名	施設管 理者名	県 登 録	連絡先	最大対応可能 機種	敷地の広さ 幅×延長(m)
龍野町富永 1005-1	中川原グラウンド (中川原公園内)	市 長	○	64-3163	CH-47J	110m×150m
龍野町新町 揖保川河川敷	祇園公園 (グラウンド)	市 長	○	64-3163	CH-47J	220m×80m
龍野町下霞城	市民グラウンド	市 長	○	64-3163	CH-47J	65m×100m
新宮町宮内 458-7	県立西播磨文化会 館	知 事	○	75-3663	CH-47J	90m×75m
新宮町井野原	新宮リバーパーク	市 長	○	64-3163	CH-47J	175m×92m
新宮町馬立	馬立ヘリポート	姫路河川 国道事務 所長	○	63-1040	バートルKV -107	31m×29m
揖保川町馬場 966-1	揖保川グラウンド	市 長	○	62-2261	CH-47J	90m×100m
揖保川町黍田 99-1	黍田グラウンド	市 長	○	62-2261	CH-47J	75m×100m
御津町黒崎 550	御津運動場	市 長	○	62-2261	CH-47J	80m×100m

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、

避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令		各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	第27条	1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
		2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く。）	経済産業省
		3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省
		4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上）	国土交通省
		5号	電気通信事業用交換設備	総務省
		6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
		7号	水域施設、係留施設	国土交通省
		8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
		9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するために設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く。）	国土交通省 農林水産省
第27条	第28条	1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
		2号	毒劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
		3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
		4号	高圧ガスの製造設備、貯蔵施設	経済産業省
		5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会

条 第 10 号	6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	8号	薬局、一般販売業の店舗、毒劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	9号	L N Gタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【たつの市地域防災計画に定めている備蓄体制】

1 食料

(1) 食料給与対象者

- ① 避難所等に収容されている被災者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(2) 目標数量

市及び住民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとし、市は広く住民に周知する。

	住民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域又は小・中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、それをカバーする手順を示す。

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり、高齢者や乳幼児といった要配慮者のニーズにも配慮する

- ① 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

(4) 方法

- ① 市は、食料の備蓄に努めることとするが、それで賄えないときは市内の業者及び応援協定を締結している業者に要請し、これに対応することとする。
- ② 市は、供給又は調達が困難な場合、県に要請し、これに対応することとする。

2 生活必需物資

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

(2) 目標数量

食料の項に準ずる。

ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もるものとする。

(3) 品目

市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から３日以内に確実に必要になると考えられる次の品目についての備蓄に重点的に取り組むとともに、高齢者、障害者等のきめ細やかなニーズにも配慮する。

日常生活用品の確認品目

区 分	内 容
寝 具	就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
外衣肌着	洋服 作業着 子供服 シャツ 下着 ほか
身 廻 品	タオル 手袋 靴下 サンダル 傘 ほか
炊事道具	哺乳瓶 鍋 炊飯器 包丁 ポリバケツ ほか
日 用 品	トイレ紙 ポリ袋 生理用品 紙おむつ 懐中電灯 ほか
光熱材料等	マッチ ローソク 小型発電機

※ この他生活必需物資等、あらかじめ協定先、調達先を確認するよう努めるものとする。

(4) 方法

食料の項に準ずる。

3 応急給水

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

市は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の１人１日３ℓを給水することを目安に、給水体制を整備するものとする。

内容 時系列	期 間	1 人当たり 水 量 (ℓ / 日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第 1 次給水	災害発生から 3 日間	3	生命維持のため最 小限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第 2 次給水	4 日目から 10 日まで 11 日目から 20 日まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置 する仮設給水管からの給水
第 3 次給水	21 日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同 量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

(3) 供給体制の整備

- ① 市は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備するものとする。
- ② 市と水道用水供給事業者は、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努めるものとする。
- ③ 市は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図る。

4 医薬品等

(1) 救急用医療品等の備蓄及び奨励

市は、発災後 3 日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に、特に留意するとともに、各医療機関に医療品等の備蓄を奨励するものとする。

(2) 調達方法

- ① 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所に要請し、補給を受ける。
- ② 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんを受けることとする。
- ③ 市は、県内の医薬品卸売業者が、約 1 週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸協同組合、医理化機器協会等との連携を強化する。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など
--

(3) 県との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が保護措置に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、保護措置に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会と連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

- ① 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。
- ② 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。
- ③ 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- ④ 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

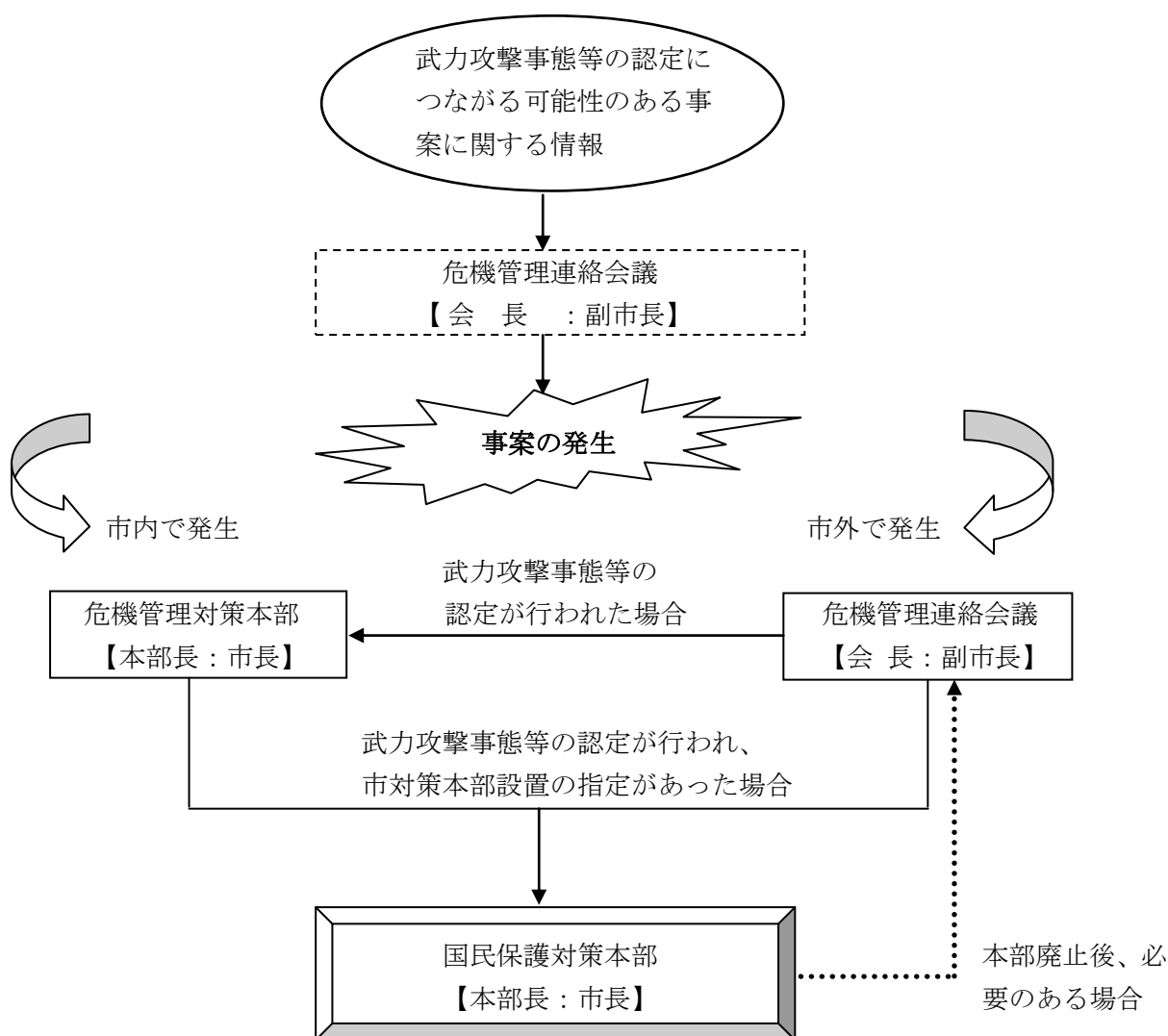
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】



1 危機管理対策本部等の設置

市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理連絡会議（会長：副市長）」又は「危機管理対策本部（本部長：市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、市民からの通報、県からの情報その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

(1) 危機管理連絡会議の設置

① 設置基準

ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。

イ 市の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。

エ その他副市長が必要であると認める場合

② 危機管理連絡会議の設置手順

ア 危機管理連絡会議事務局職員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。

イ 危機管理連絡会議の設置場所は、原則として、本庁舎 3 階 301 会議室とする。

ウ 危機管理連絡会議の設置について、県及び関係機関に連絡する。

③ 組織構成

危機管理連絡会議は、会長、副会長及び構成員で組織する。

なお、会長が不在のときは、副会長が会長の職務を代行する。

危機管理連絡会議組織		
会長	副会長	構成員
副市長 (防災監事務取扱)	総務部長	ふるさと創生部長 (渉外広報部)
		総務部長 (総括部)
		企画財政部長 (財務資材部)
		市民生活部長 (生活衛生部)
		健康福祉部長 (健康福祉部)
		こども未来部長 (健康福祉部)
		産業部長 (農産業部)
		都市建設部長 (施設整備部)
		下水道部長 (下水前処理部)
		教育長 (教育部)
		教育管理部長 (教育部)
		教育事業部長 (教育部)
		議会事務局長 (渉外広報部)
		会計管理者 (財務資材部)
		各総合支所長 (地域活動部)
		水道事業所長 (水道部)

		医 監 兼 事 務 総 長（医 療 部） たつの消防署長（消 防 部）
--	--	--

④ 対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行う。

(2) 危機管理対策本部の設置

① 設置基準

- ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき。
- ウ その他市長が必要であると認める場合（近隣市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

② 危機管理対策本部の設置手順

危機管理対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

- ア 危機管理対策本部事務局職員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。
- イ 危機管理対策本部の設置場所は、原則として、本庁舎 3 階 301 会議室とする。
- ウ 危機管理対策本部の設置について、県及び関係機関に連絡する。

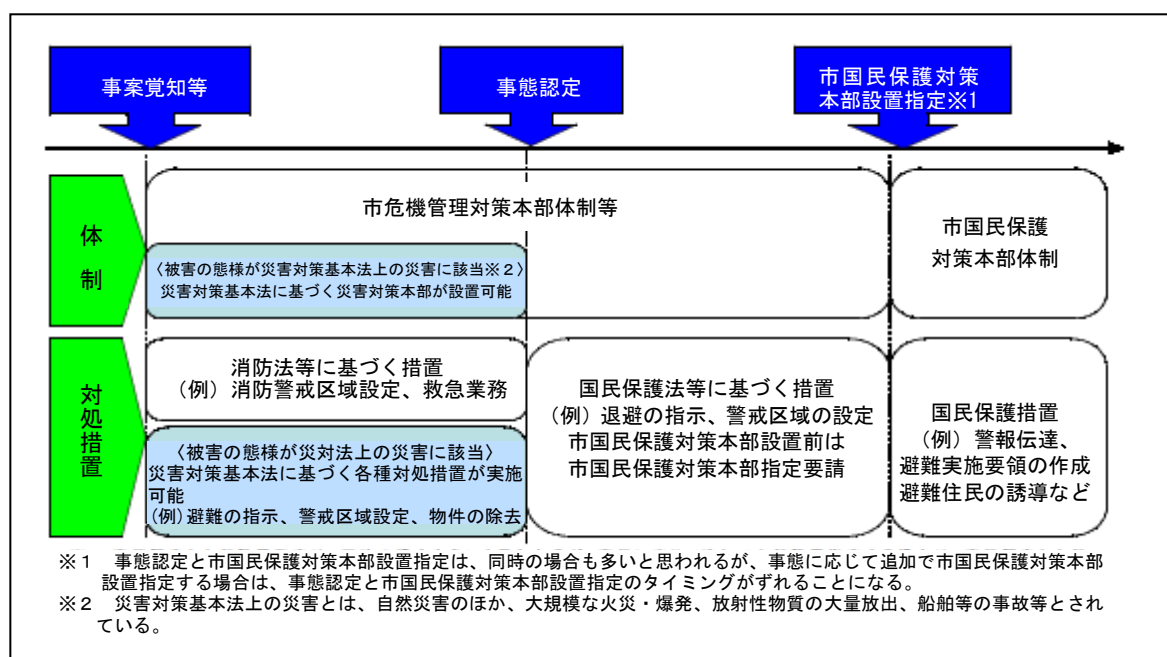
③ 組織構成

危機管理対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

危 機 管 理 対 策 本 部 組 織		
本部長	副本部長	本 部 員
市 長	副市長 (防災監事務取扱)	ふるさと創生部長 (渉外広報部)
		総 務 部 長 (総 括 部)
		企 画 財 政 部 長 (財務資材部)
		市 民 生 活 部 長 (生活衛生部)
		健 康 福 祉 部 長 (健康福祉部)
		こども未来部長 (健康福祉部)
		産 業 部 長 (農 産 業 部)
		都 市 建 設 部 長 (施設整備部)
		下 水 道 部 長 (下水前処理部)
		教 育 部 長 (教 育 部)
		教 育 管 理 部 長 (教 育 部)
		教 育 事 業 部 長 (教 育 部)
		議 会 事 務 局 長 (渉外広報部)
		会 計 管 理 者 (財務資材部)
		各 総 合 支 所 長 (地域活動部)
		水 道 事 業 所 長 (水 道 部)
		医 監 兼 事 務 総 長 (医 療 部)
		たつの消防署長 (消 防 部)

④ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- イ 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。
- また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理対策本部又は危機管理連絡会議を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

3 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機管理連絡会議又は危機管理対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、あらかじめ整備した連絡体制及び、たつの防災ネット等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 市対策本部の開設
市対策本部担当者は、本庁舎市長応接室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。
その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。
また、市長は、市議会、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関に市対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料の備蓄、燃料等の確保、自家発電設備の準備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保
市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無に関わらず、保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 組織構成（法第28条）

本 部 組 織		
本部長	副本部長	本 部 員
市 長	副市長 (防災監事務取扱)	ふるさと創生部長 (渉外広報部)
		総 務 部 長 (総 括 部)
		企 画 財 政 部 長 (財務資材部)
		市 民 生 活 部 長 (生活衛生部)
		健 康 福 祉 部 長 (健康福祉部)
		こども未来部長 (健康福祉部)
		産 業 部 長 (農 産 業 部)
		都 市 建 設 部 長 (施設整備部)
		下 水 道 部 長 (下水前処理部)
		教 育 長 (教 育 部)
		教 育 管 理 部 長 (教 育 部)
		教 育 事 業 部 長 (教 育 部)
		議 会 事 務 局 長 (渉外広報部)
		会 計 管 理 者 (財務資材部)
		各 総 合 支 所 長 (地域活動部)
		水 道 事 業 所 長 (水 道 部)
		医 監 兼 事 務 総 長 (医 療 部)
		たつの消防署長 (消 防 部)

※ 市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員等その他市職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

② 分掌業務

資料編に掲載

(4) 市現地対策本部の設置

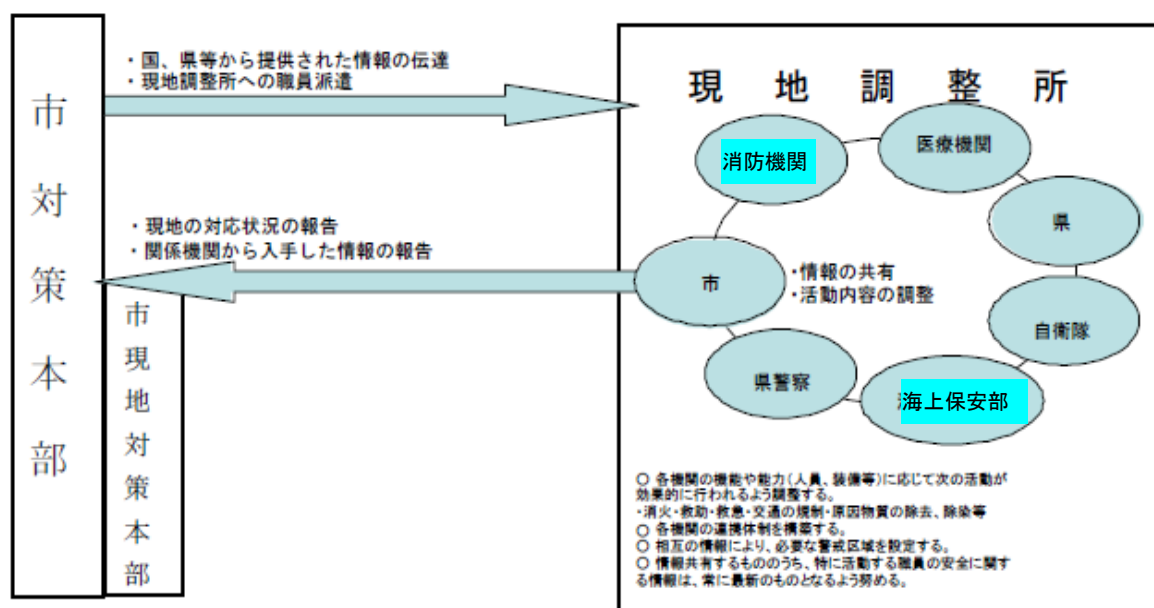
市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に

会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部

を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 動員の実施

(1) 職員の動員体制

- ① あらかじめ定められた市対策本部員、市対策本部事務局の職員は、直ちに配備に就く。
- ② 上記以外の職員については、原則として、市対策本部長が決定する配備体制を取るものとして、その参集基準に従い動員を行う。
- ③ 具体的な人員配備等については、事態の状況等を勘案し、市対策本部長が決める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

配備体制	配備内容	事態の状況
危機管理連絡会議体制	指定要員、国民保護担当職員を配備し、情報収集に当たる体制	① 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対策が必要であると認められるとき。
第 1 号 配 備 体 制	少数の人数を配備し、主として情報の収集・伝達に当たる体制	① 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、保護措置の実施等に備える必要があるとき。 ② 武力攻撃予測事態が認定されたとき。
第 2 号 配 備 体 制	所属人員のおおむね 5 割程度の人員を配備し、対策にあたる体制	① 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、全庁的な対応が必要となき。 ② 武力攻撃予測事態が認定され、全部局での対応が必要となき。
第 3 号 配 備 体 制	所属人員全員を配備し、応急対策に万全を期する体制	① 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要となき。 ② 武力攻撃事態等が認定され、相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要となき。

※ 指定要員とは、危機管理連絡会議の会長、副会長及び構成員をいう。（「第 3 編 第 1 章 1 (1) 危機管理連絡会議の設置」を参照。）

3 通信の確保

武力攻撃事態等における情報通信手段の確保等について定める。

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット及び L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地

域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 情報通信機器等の活用

(1) フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク

・衛星系

市は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保する。

(3) 通信事業者回線等

市は、武力攻撃事態等における緊急連絡時にNTT西日本等通信事業者の回線等を利用する際は、あらかじめ登録をした災害時優先電話を活用するほか、必要に応じて、市外局番なしの「102番」を呼び出し、非常通話又は緊急通話を申し込むこととする。

第3章 関係機関相互の連携

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請等

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民及び緊急物資

の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療従事者

医療従事者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(4) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は市協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

① 職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町長に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

また、(2) - ②の場合と同様に、知事に対しあっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

① ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

② ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

③ 市におけるボランティア受入窓口の設置

市は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置するものとする。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努めるものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

また、救援物資の保管場所については、膨大な物量が予想されるので、次の場所で一時保管し、仕分け等の業務を行いそれぞれの世帯構成人数に応じて配布する。なお、配布にあっては、自治会、婦人会、ボランティアの協力を得て行う。

施 設 名	所 在 地
第 一 次 保 管 場 所	中川原グラウンド（要テント設営）
第 二 次 保 管 場 所	総合文化会館赤とんぼ文化ホール（大ホール）
第 三 次 保 管 場 所	市民グラウンド（要テント設営）

8 市民への協力要請

市は、次に掲げる保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

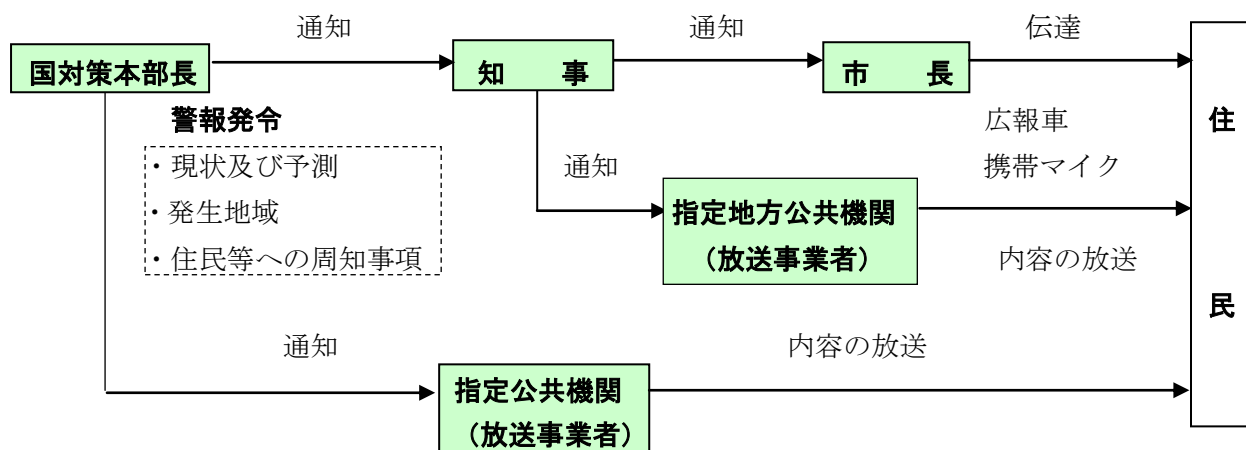
協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思に委ねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。



1 警報の内容の伝達、通知

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び公私の団体に伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ及びたつの防災ネットに警報の内容を掲載する。

【警報に定める事項】

- ① 武力攻撃事態等の現況及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

2 警報の内容の伝達方法等

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、国が定めたサイレンにより市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページやたつの防災ネットへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

(2) 伝達体制の整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達の配慮事項

① 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

② 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

ア 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。

イ 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するように努める。

ウ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うように努める。

エ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、たつの防災ネットで警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びN G O等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われる

よう努める。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

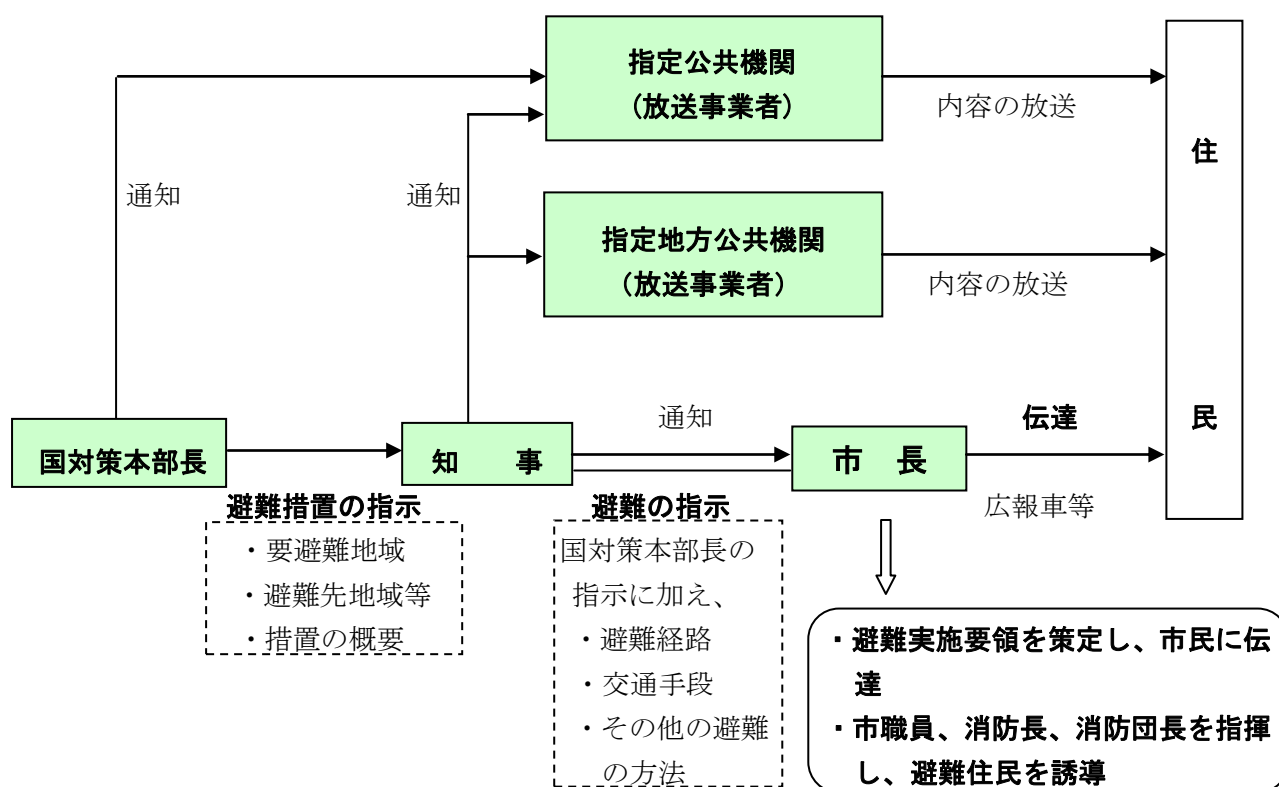
緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の項目及び内容

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を掲載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市職員、消防職・団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
避難行動要支援者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領の例】

避難実施要領

兵庫県たつの市長
〇〇月〇〇日〇〇：〇〇現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

たつの市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) たつの市の〇〇地区の住民は、〇〇市の〇〇地区にある〇〇市立〇〇小学校体育館を避難先として、〇〇日〇〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

・バスの場合

たつの市〇〇地区住民は、たつの市立〇〇小学校グラウンドに集合する。その際、〇〇日〇〇時を目途に、出来るだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号を利用して、〇〇市立〇〇小学校体育館に避難する。

・鉄道の場合

たつの市〇〇地区の住民は、西日本旅客鉄道〇〇線〇〇駅前に集合する。その際、〇〇日〇〇時を目途に、出来るだけ自治会、事業所等の単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号又は〇〇通りを使用すること。集合後は、〇〇日〇〇時〇〇分発〇〇市〇〇駅行きの電車で避難する。〇〇市〇〇駅到着後は、〇〇市職員及びたつの市職員の誘導に従って、主に徒歩で〇〇市立〇〇小学校体育館に避難する。

・船舶の場合

たつの市〇〇地区の住民は、たつの市〇〇港に、〇〇日〇〇時を目途に、出来るだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇日〇〇時〇〇分発〇〇市〇〇港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

……以下略……

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所管理要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 避難行動要支援者等特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、避難行動要支援者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療薬、ラジオ、懐中電灯等、必要な物を入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

たつの市対策本部 担当 ○○ ○○、○○ ○○

TEL 0791-64-3131（内線 ○○○）

FAX 0791-63-2594

……以下略……

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

※特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

⑤ 輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）※ 輸送手段が必要な場合

⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）

⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長、自衛隊兵庫地方協力本部長及び管轄する県地方対策本部長（西播磨県民局長）並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

- ① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、作業服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

- ② 市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車

両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可

能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮する。

② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又

は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。

- ③ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

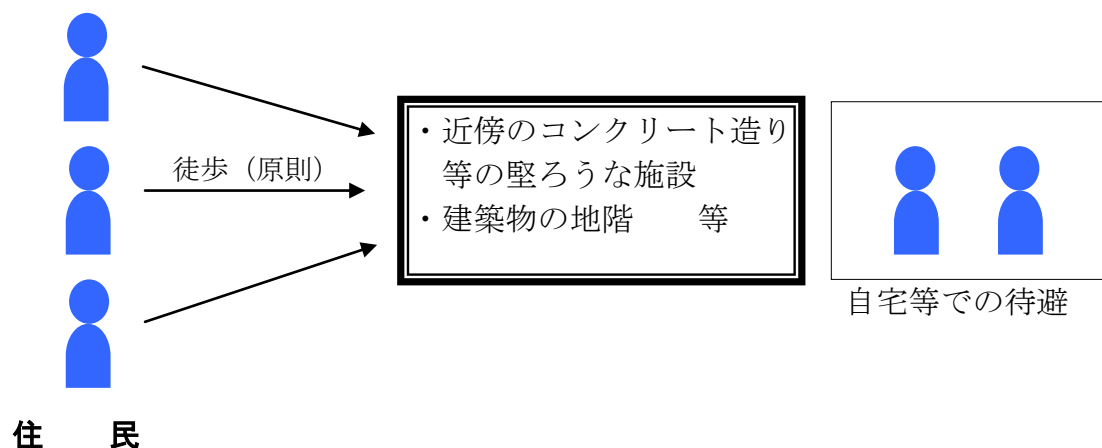
市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

(1) 屋内への避難

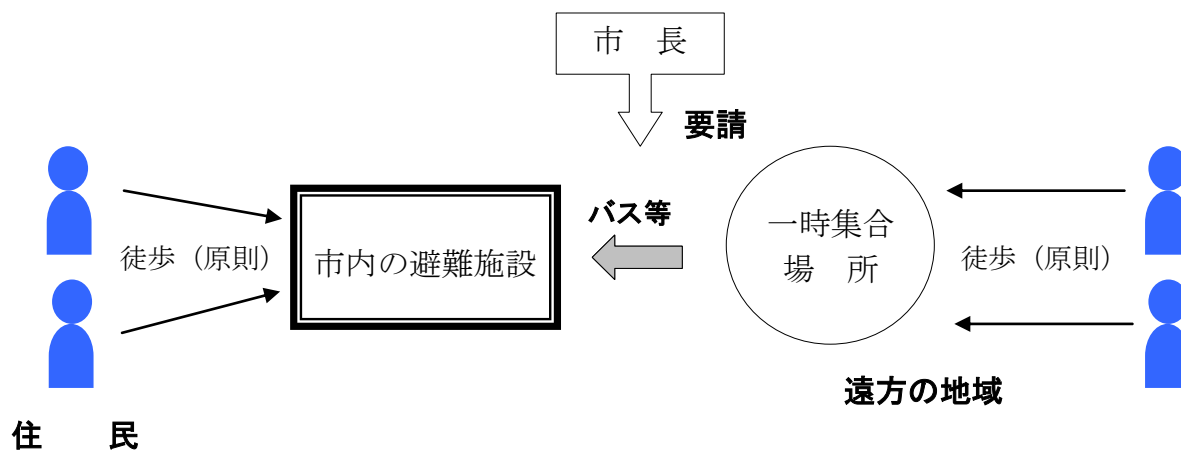
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の類型により、他の安全な地域へ避難する。



(2) 市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。

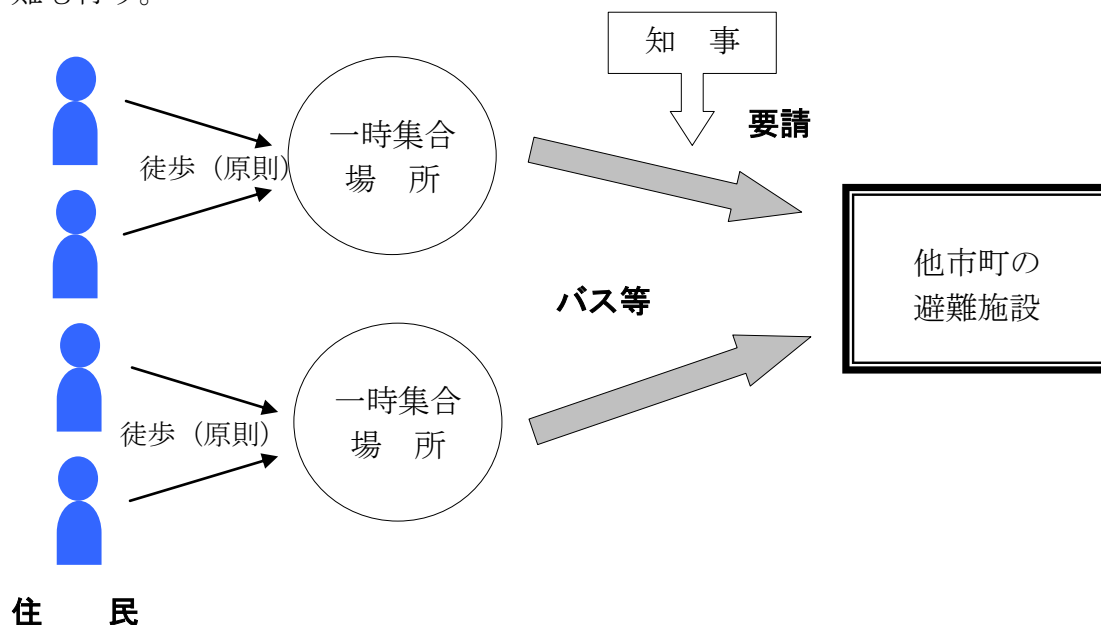
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



(3) 県内他市町への避難

県内他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

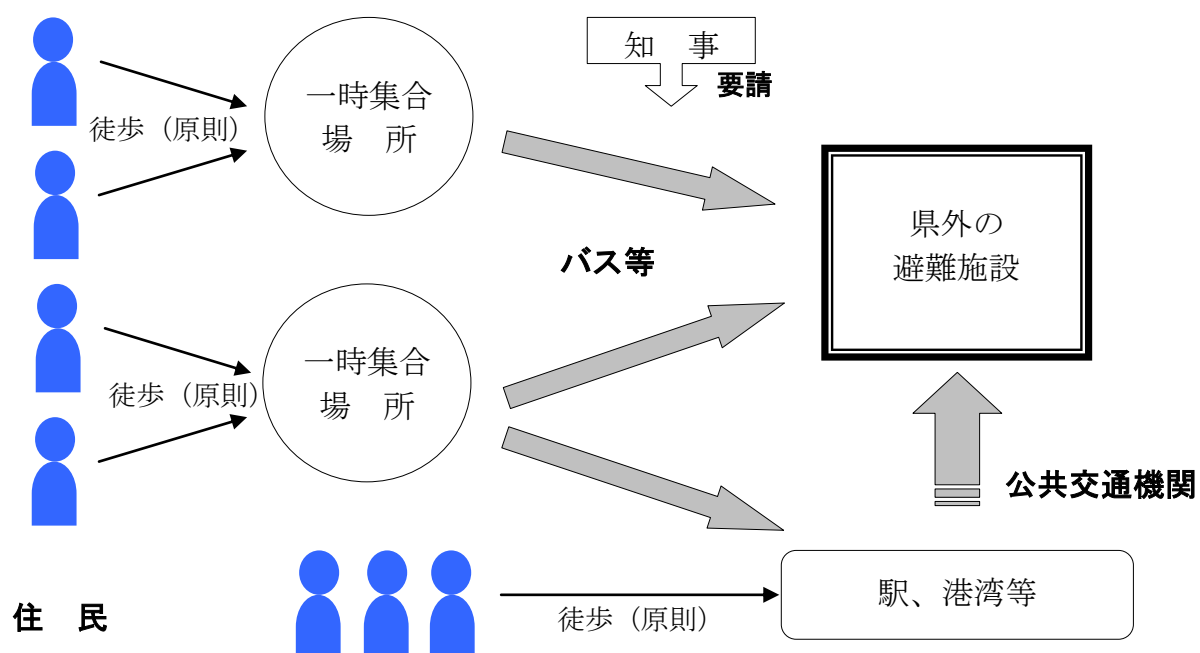
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶等の公共交通機関による避難を行う。この場合において、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難をする場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



弾道ミサイル攻撃の場合

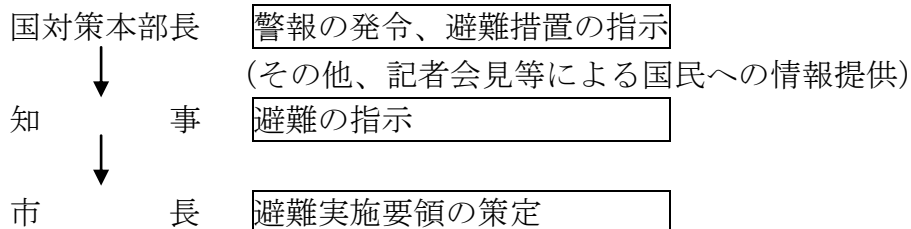
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

- 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

【状況に応じた避難の対応】

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

武力攻撃原子力災害の場合

武力攻撃原子力災害の場合については、市長は、知事より次のような避難の指示を受けて、避難誘導を行うこととする。

- ① コンクリート屋内等への屋内避難の指示
- ② 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難の指示

NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合については、市長は、県や関係機関と連携し、避難誘導等を行う者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、可能な範囲内で必要な措置を講ずる。

第5章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、知事が行う救援に関する事務の一部を委任された場合や、知事が行う救援を補助する場合において実施する救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の位置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(2) 救援の実施及び補助

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、市長は当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の給与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。ただし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁する。

【救援の程度及び基準】

（平成 25 年内閣府告示第 229 号）

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
避難所（長期避難住宅を除く）の設置	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 （加算額） 冬季 知事が別に定める額 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
長期避難住宅の設置	1 避難住民 2 武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者 （収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合）	1 設置費 (1)規格 1戸当たり 平均 29.7 m ² (9坪)を基準とする。 (2)限度額 1戸当たり 2,652,000 円以内 2 維持・管理費等 (基本額) 1人1日当たり 320 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 3 同一敷地内に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均 1 戸当たり 29.7 m ² 、2,652,000 円以内であればよい。 2 維持・管理等費の費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、借上費又は購入費並びに光熱料を含む。 3 高齢者等の要配慮者数を数人以上収容する「福祉避難住宅」を設置できる。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
応急仮設住宅の設置	武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7 m ² (9坪)を基準とする。 2 限度額 2,652,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模及び費用は別に定めるところによる。	1 平均 1 戸あたり 29.7 m ² 2,652,000 円以内であればよい 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 民間賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所(長期避難住宅を含む)に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて、炊事できない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害を受け避難する必要のある者	1 人 1 日当たり 1,130 円以内	
飲料水の供給	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考																					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により、生活上必 要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失 又は損傷し、直ちに日 常生活を営むことが 困難な者	1 夏季（４月～９月）冬季（10月 ～３月）の季別は生活必需品の給 与等を行う日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内	避難の指示が長期にわたって解除されない 場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継 続している場合は再び実施することができ る。																					
		<table><tr><td>区 分</td><td>1 人 世 帯 (円)</td><td>2 人 世 帯 (円)</td><td>3 人 世 帯 (円)</td><td>4 人 世 帯 (円)</td><td>5 人 世 帯 (円)</td><td>6人以上1 人増すごと に加算(円)</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>52,900</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬 季</td><td>30,400</td><td>39,500</td><td>54,900</td><td>64,200</td><td>80,800</td><td>11,100</td></tr></table>	区 分	1 人 世 帯 (円)	2 人 世 帯 (円)	3 人 世 帯 (円)	4 人 世 帯 (円)	5 人 世 帯 (円)	6人以上1 人増すごと に加算(円)	夏 季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	冬 季	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	
		区 分	1 人 世 帯 (円)	2 人 世 帯 (円)	3 人 世 帯 (円)	4 人 世 帯 (円)	5 人 世 帯 (円)	6人以上1 人増すごと に加算(円)																
夏 季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800																		
冬 季	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100																		
医 療	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により、医療の途 を失った者 （応急的処置）	1 救護班・使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険 診療報酬の額以内 3 施術所・協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上																					
助 産	避難の指示に基づ く避難又は武力攻撃 災害により、助産の途 を失った者	1 救護班による場合は、使用した 衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金 の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は、別途計上																					
被災者の捜 索及び救出	1 武力攻撃災害に より現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 武力攻撃災害に より生死不明の状態 にある者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上																					
埋葬及び火 葬	武力攻撃災害の際 死亡した者を対象に して実際に埋葬及び 火葬を実施する者に 現物をもって実施	1 体当たり 大人 210,200 円以内 小人 168,100 円以内																						
電話その他 の通信設備 の提供	避難指示に基づく 避難又は武力攻撃災 害により、通信手段を 失った者	当該地域における通常の実費	電話、インターネットの利用を可能とする 通信端末機器その他必要な通信設備を避難 所に設置し、避難住民等に利用させることに より行う。																					
武力攻撃災 害を受けた 住宅の応急 修理	1 武力攻撃災害に より住家が半壊（焼） し、自らの資力により 応急修理をすること ができない者 2 武力攻撃災害に より、大規模な補修を 行わなければ居住す ることが困難である 程度に住家が半壊 （焼）した者	居室、炊事場及び便所等、日常生 活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000 円以内																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400 円以内 中学校生徒 4,700 円以内 高等学校等生徒 5,100 円以内	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は微力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。
死体の搜索	武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) 既存建物利用の場合 通常の実費 既存建物を利用できない場合 1 体当たり 5,300 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,100 円以内	
輸送費及び賃金職員雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索及び救出 4 死体の搜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

※ 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 救援の実施方法

県が行う救援に関する事務の一部を委任された場合や、知事が行う救援を補助する場合において実施する救援の基本的な実施方法について定める。

(1) 避難所の開設等

① 避難所の開設

ア 原則として、学校・公民館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

イ 避難所の開設は、原則として市長（市対策本部長）の指示により行い、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設するものとする。

ウ 市は、避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について直ちに県に報告するものとする。

エ 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けることとなっている。

② 避難所の運営

ア 市は、避難所の維持管理のために、地域防災計画を活用し、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員等施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図ることとする。

イ 避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした市民組織が自主的に運営することを原則とし、避難所担当職員及び施設管理者が運営に協力する。

ウ 学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ・ 施設等開放区域の明示
- ・ 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ・ 情報連絡活動
- ・ 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ・ ボランティアの受入れ
- ・ 炊き出しへの協力
- ・ 避難所運営組織づくりへの協力
- ・ 重傷者への対応

エ 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂を含む。）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

オ 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。

カ 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

キ 市は、要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うこととする。

ク 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面等幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

③ 福祉避難所

ア 市は、高齢者、障害者等への配慮を必要とする状況となった場合には、福祉避難所を設置する。

イ 開設の時期については、避難者及び避難所の状況を勘案し、必要となれば適宜福祉避難所を開設する。

④ 長期避難住宅

ア 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮することとなっている。

イ 長期避難住宅の設置については、(2)の応急仮設住宅の規定を準用する。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないように広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置する。また、市が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導することとなっている。

また、市は、応急仮設住宅の設置に加えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができることとなっている。

② 応急仮設住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や便利性に配慮することとする。

また、必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を収容するため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

③ 入居者の認定

入居者の認定は、市において行なうものとする。この場合において、高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮するものとする。

④ 管理主体

市において、通常の管理を行うこととする。

⑤ 生活環境の整備

市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの

配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努めることとする。

(3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

① 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

ア 炊き出しその他による食品の給与の対象者

- ・ 避難所に収容された者
- ・ 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- ・ 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者
- ・ 救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者

イ 炊き出しその他による食品の給与の方法

- ・ 炊き出しは、原則として、避難所で行うが、適当な場所がないときは、所有者の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用するものとする。
- ・ 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によることもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮するものとする。

ウ 輸送

市は、食料供給に必要な輸送力を確保し、備蓄食料や広域輸送基地に集約された食料を各避難所に配送する。

② 飲料水の供給

武力攻撃災害発生により、水道等の供給施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

ア 飲料水供給の方法

給水班は、給水車、袋詰め水等による運搬給水、給水拠点の貯水槽等による拠点給水、給水栓及び仮設配管による仮設給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

イ 飲料水供給の優先順位の決定

避難所や病院・救護所などの緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設には優先的に給水する。

ウ 給水応援

災害の規模により、独自ですべての応急給水体制を維持できないときは、応援協定に基づき、県や他の水道事業者等に支援要請を行う。

(4) 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

① 物資供給対象者

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難なものに対して行う。

② 物資の調達

避難住民等に対する物資の供給については、第1次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。ただし、市のみで対応できないときは、県知事に対して物資の調達を要請する。

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努めるものとする。

③ 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、被害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

救援物資は、集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき、避難住民等に配分する。仕分け、配分等に際しては、自主防災組織、自治会及び避難所管理者等の協力を求める。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項を生活必需品供給班を通じて呼びかけるものとする。

ア 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。

イ 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。

ウ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わない。

(5) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

① 救護所の設置

ア 市は、次の場合に救護所を設置することとする。

- ・ 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- ・ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- ・ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

イ 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員等をあらかじめ定めておく。

ウ 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

② 情報の収集及び提供

市は、たつの市・揖保郡医師会をはじめとする医療機関の協力を得て、医療関係者・医療機関の被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り市民に対して情報提供を行う。

③ 医療救護班の編成

ア 大災害時

大災害時には、健康課（たつの市はつらつセンター）に「救護活動センター」を設置し、救護班（一班につき医師1名・看護師2名の編成）により、必要な班編成をし、各避難所等の巡回診察を実施するとともに、各救護所との連絡調整をする。

市内小中学校の養護教諭、保健師を各救護所に常駐させるものとする。

また、救護活動センターは、医師及び看護師の派遣要請並びに医療ボランティアの窓口となり、県健康福祉事務所等との連絡を取りながら、診療計画を立てるものとする。

イ 小災害時

小災害時には、救護活動センターは、救護班をおおむね2班編成し、救護所との連絡調整、避難所等の巡回診察を実施するものとする。

ウ 医療救護班の活動内容

被災地に入った医療救護班は、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

④ 後方医療対策

市は、救護所において救護が出来ない者又は適当でない者については、受け入れ可能な医療機関に収容することを要請し、搬送を行う。また、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合は、速やかに県に出動を要請する。

⑤ 医療マンパワーの確保

医療班は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を、たつの市・揖保郡医師会と協力して行う。

⑥ 医薬品等の供給

ア 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発 災 後 3 日 間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3 日 目 以 降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

イ 調達方法

- 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。
- 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんを受けることとする。
- 市は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸業協会、医理化機器協会等との連携を強化する。

ウ 搬送、供給方法

- ・ 市は、搬送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用することとする。
- ・ 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請する等目的地への迅速な供給に努めることとする。

⑦ N B C 攻撃の際に留意すべき事項

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・ 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。
- ・ 内閣総理大臣から派遣された量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療期間の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るものとされている。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。
- ・ 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。
- ・ 県警察及び消防本部は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとされている。

(6) 被災者の搜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する。

① 救出班の編成及び組織

救出班の編成は、消防機関の機構をもってこれにあて、市長の指令を受けた消防

長又は消防団長の指示で活動する。

ア 被災の状況に応じ、救出班、搬送班を編成し、救出活動を実施する。

救出班は、概ね班長 1 名、班員 4 名として消防職員、消防団員、協力班の班員等をもって編成し、救出用資機材を準備又は調達して救出活動を行う。

搬送班は、概ね班長 1 名、班員 3 名として消防職員、消防団員、協力班の班員等をもって編成し、担架、車両等を活用して負傷者を救護所等医療機関へ搬送する。

イ 救出活動を行う場合は、必要に応じ現地対策本部を設置し、関係機関、自主防災組織（自治会）、建設業者等と連携し、救出を行う。

ウ 各班は、無線機等を所持し、市対策本部と緊密な連絡をとり合うものとする。

② 必要資機材

救出に要する必要資機材については、消防署、消防団及び市防災拠点において保有する資機材を利用するほか、購入、借上げ等により調達する。

③ 実施計画

ア 消防機関は県警察と連携して負傷者等の捜索、救出活動を行うものとする。

イ 市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

ウ 市は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(7) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

① 埋葬の方法

ア 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。

イ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施するものとする。

ウ 県は、大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、埋火葬が速やかに実施できるように努めることとされている。

② 広域火葬の実施

ア 県は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとされている。

イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災

市町に通知することとされている。

ウ 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

(8) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

(9) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力をもってしては、応急修理を実施できない者に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。

② 市は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あっせん、調達を依頼することとする。

ア 被害戸数（半焼・半壊）

イ 修理を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

エ 派遣を必要とする建築業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

(10) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

① 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

② 学用品給与の方法

ア 市対策本部教育部長は、各学校長からの報告により、学用品を一括購入し、各学校長に配布する。その場合、各学校相互間で不均衡にならないように配慮しなければならない。

イ 前号により配布を受けた学校長は、これを児童、生徒に給与する。

(11) 死体の搜索及び処理

① 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からす

に死亡していると推定される者（死体）を搜索する。

ア 市は、死体を発見した場合は、速やかに県警察に連絡するものとする。

イ 県警察は、警察官が死体を発見したとき、又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を経た後、関係者に引き渡すこととされている。

② 死体の処理

武力攻撃災害の際、死亡した者について、以下の処理を実施する。

ア 市は、災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の埋火葬を行うための洗浄・消毒の処理、死体の一時安置あるいは、医師による検案を行うことができない場合に、これら死体の処理を実施する。

イ 市は、県警察から死体の引き渡しを受けたときは、所要の処理を行う。

ウ 死体の検案は、死体の処理として医師が行うが、死体の数が多い場合は、たつの市・揖保郡医師会の応援を求めて実施する。

(12) 障害物の除去

武力攻撃災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。

② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求めるものとする。

ア 除去を必要とする住家戸数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

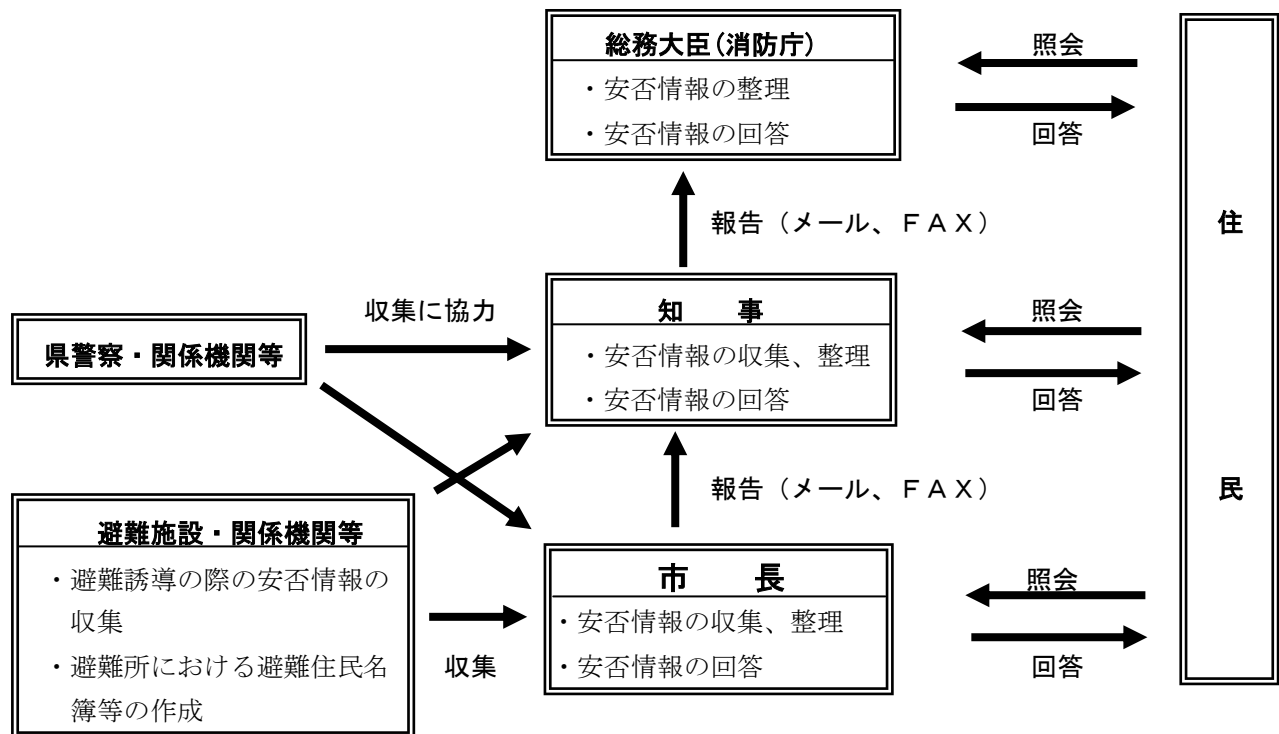
エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

カ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、小中学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は

各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

② 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）、3（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職・団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。
- ⑤ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時使用等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防

法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職・団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

【危険物施設数】

H29.3.31現在

製造所の別 区分	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所			合 計
		屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	小 計	給 油	一 般	小 計	
5 倍以下	2	25	13	4	26	4	22	2	96	2	22	24	122
5 倍を超え10倍以下	3	20	25	1	19		2	5	72	4	14	18	93
10 " 50 "	8	27	47	1	18		8	1	102	17	22	39	149
50 " 100 "	9	15	16		7		22		60	7	5	12	81
100 " 150 "	1	13	10		3				26	4	1	5	32
150 " 200 "		2	3						5	4	1	5	10
200 " 1000 "	2	10	5		1				16	16	3	19	37
1000倍以上		3							3			0	3
合 計	25	115	119	6	74	4	54	8	380	54	68	122	527
第 1 類		2							2		4	4	6
第 2 類		1							1			0	1
第 3 類		1							1		1	1	2
第 4 類	7	91	119	6	74	4	54	8	356	54	49	103	466
第 5 類		7							7				7
混 在	18	13							13		14	14	45

※第6類の危険物の取り扱いなし。

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)の【措置】①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（放射性物質による災害の応急対策計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 地域防災計画（放射性物質による災害の応急対策計画）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（放射性物質による災害の応急対策計画）、兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にもその内容を確認するとともに、その旨をこれらの大臣等及び知事に通報する。
- ③ 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関

係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して市民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、

海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行うつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【主な汚染原因】

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等

危険物質等	国民保護法施行令第 28 条で定める危険物質等
-------	-------------------------

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【市長が講ずる措置】

号番号	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集、報告及び公表

武力攻撃事態等における被災情報の収集及び報告の仕組み、市民への適切な広報等について示す。

1 被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集

- ① 市は、電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告

- ① 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ② 市は、第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 被災情報の公表

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うため、以下のように市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の配置

武力攻撃事態等において市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を配置する

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応

じて、市長自ら記者会見を行うこと。

③ 県と連携した広報体制を構築すること。

(4) その他関係する報道機関の連絡

社 名	住 所	電 話 番 号	F A X
神戸新聞たつの支局	たつの市龍野町富永 770-18	0791-62-0007	0791-62-3164
読売新聞 (姫路支局・相生通信部)	相生市陸本町 5-15 0-1ビル702	0791-22-0647	0791-22-2311
産経新聞姫路支局	姫路市綿町 119	079-224-5551	079-226-3191
朝日新聞姫路支局	姫路市総社本町 16	079-223-0434	079-224-0032
毎日新聞 (姫路支局・相生通信部)	相生市陸本町 5-15 0-1ビル702	0791-23-0761	0791-23-0761
NHK神戸放送局 (姫路支局)	姫路市元塩町 101	079-225-1904	079-285-3822
播磨時報社	姫路市安田 4 丁目 33-9	079-281-0545	079-285-0094
西播磨タイムス	たつの市龍野町小宅北 2-8	0791-63-2988	0791-63-2988
時事通信社	姫路市東延末 1-4	079-223-3135	079-281-9195
サンテレビ報道制作局 (姫路支局)	姫路市豊沢町 78	079-282-8765	079-282-8222

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障害者等の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

また、市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について市民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 市は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請

を行う。

(5) 栄養指導対策

- ① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障害者等をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。
- ② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- ③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
 - ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業

務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の給与、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
また、災害の状況に応じて、使用料及び手数料の減免等の措置を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の公共的施設の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

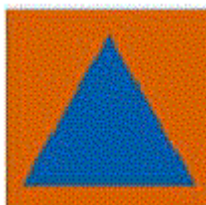
(1) 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 特殊標章等

① 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

表面	裏面															
 （この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余地） 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name: _____ 生年月日/Date of birth: _____ この証明書の所持者は、次の資料において、1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明書番号/No. of card: _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____ 有効期限の満了日/Date of expiry: _____	<table border="1"><tr><td>身長/Height: _____</td><td>目の色/Eyes: _____</td><td>頭髮の色/Hair: _____</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特長又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</td></tr><tr><td colspan="3">住所/Address of holder: _____</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印鑑/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	頭髮の色/Hair: _____	その他の特長又は情報/Other distinguishing marks or information: _____			住所/Address of holder: _____			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	頭髮の色/Hair: _____														
その他の特長又は情報/Other distinguishing marks or information: _____																
住所/Address of holder: _____																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

③ 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員で保護措置に係る職務を行う者（消防長の所轄の消防職員を除く。）
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

① 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

② 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

第3章 保護措置に要した費用の支弁等

市が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

（注 5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏 名	②フリガナ	③ 出 生 の 年 月 日	④男女 の 別	⑤住 所	⑥国籍	⑦その他個人を 識別するための 情 報	⑧負傷（疾病） の 該 当	⑨負傷又 は疾病の 状 況	⑩現在 の 居 所	⑪連絡先 その他必 要 情 報	⑫ 親 族・同 居 者	⑬知人への 回答の希望	⑭親族・同居者・知 人以外の者への回 答又は公表の同意	備 考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。
この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

【様式第4号】（第3条関係）

安否情報照會書

		年	月	日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します				
照 会 を す る 理 由 （○を付けて下さい。③の場合、 理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び付近住 民）であるため。 ③ その他 ()		
備 考				
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名			
	フリガナ			
	出 生 の 年 月 日			
	男 女 の 別			
	住 所			
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）		
	そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報			
※ 申 請 者 の 確 認				
※ 備 考				

- | | |
|----|---|
| 備考 | 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 |
| | 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。 |
| | 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 |
| | 4 ※印の欄には記入しないこと。 |

【様式第 5】（第 4 条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日	
殿	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 会 者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための 情 報
	現 在 の 居 所
	負 傷 又 は 疾 病 の 状 況
連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と表記すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他の必要情報」に記入すること。

市対策本部分掌業務

部 名	構 成	事務分掌
各部共通		・ 各部職員の参集状況及び動員、配備等に関する事。 ・ 所管する施設等の被害状況調査に関する事。 ・ 所管する施設等の災害対策及び応急復旧に関する事。 ・ 災害時における通常業務の継続に関する事。 ・ 各部との連絡調整、情報共有に関する事。 ・ 特命による各部、各総合支所への支援活動に関する事。
総括部 部長 総務部長	総括班 危機管理課 総務課 情報推進課 選管・監査・公平委員会事務局 班長 危機管理課長	・ 災害対策本部の設置・廃止に関する事。 ・ 災害対策本部会議に関する事。 ・ 本部長命令に関する事。 ・ 配備体制指令に関する事。 ・ 避難勧告、指示等の発令及び伝達に関する事。 ・ 国、県等との連絡調整に関する事。 ・ 災害救助法の適用申請に関する事。 ・ 自衛隊派遣要請に関する事。 ・ 警察との連携に関する事。 ・ 被害状況の整理、記録に関する事。 ・ 災害時の協定先との連絡調整に関する事。 ・ 応援職員の受援体制に関する事。 ・ 気象、地震等の情報収集及び伝達に関する事。 ・ 避難者の情報公開に関する事。 ・ 情報通信機器及び手段の確保に関する事。 ・ 配備職員の食料の調達及び配付に関する事。
	被害調査班 市税課 納税課 班長 市税課長	・ 応急危険度判定に関する事。 ・ 家屋等の被害状況調査に関する事。 ・ 家屋等の被害認定に関する事。 ・ り災証明に関する事。 ・ 災害による市税の減免等に関する事。 ・ ボランティア需要の調査・伝達に関する事。
	消防団 代表 消防団長	・ 被災情報の収集に関する事。 ・ 消防活動及び水防活動に関する事。 ・ 被災者の救出救助に関する事。 ・ 避難者の誘導等に関する事。
渉外広報部 部長 ふるさと創生部長	渉外広報班 まち未来創造課 広報秘書課	・ 市民、報道機関等からの電話対応に関する事。 ・ 市民に対する広報活動（情報誌の発行等）に関する事。 ・ 報道機関への情報提供（記者発表等）に関する事。

副部長 議会事務局長	議会事務局 班長 広報秘書課長	・災害視察者その他見舞者の応対に関する事。 ・被災者の弔問に関する事。 ・市議会との連絡調整に関する事。
財務資材部 部長 企画財政部長 副部長 会計管理者	財務班 財政課 会計課 班長 財政課長	・災害対策に必要な現金の出納に関する事。 ・災害対策予算編成及び資金調達に関する事。 ・義援金の募集、配分に関する事。 ・金銭の出納（義援金含む）に関する事。
	財務用度資材班 企画課 契約課 工事検査員 班長 契約課長	・公用車等の配車及び管理に関する事。 ・市有財産の被害調査に関する事。 ・資機材、燃料等の調達に関する事。 ・備蓄食料、調達食料の避難所等への搬送に関する事。 ・物資の輸送力の確保に関する事。 ・災害救助、救援のための労働者等の確保に関する事。 ・復興事業の企画に関する事。
生活衛生部 部長 市民生活部長	食料供給班 市民課 国保医療年金課 人権推進課 班長 市民課長	・備蓄食料の供給、管理に関する事。 ・救援物資の受入、管理、配給に関する事。 ・炊き出しに関する事。 ・炊き出しボランティアの活動調整に関する事。
	衛生班 環境課 班長 環境課長	・災害廃棄物の収集及び処理に関する事。 ・遺体の収容及び処理に関する事。 ・清掃、消毒、防疫及び昆虫等の駆除に関する事。 ・愛がん動物の収容に関する事。
健康福祉部 部長 健康福祉部長 副部長 こども未来部長	福祉班 地域福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 子育て支援課 こども園推進課 班長 地域福祉課長	・要配慮者に関する事。 ・避難行動要支援者の避難支援及び搬送に関する事。 ・福祉施設（要配慮者利用施設）に関する事。 ・福祉避難所の開設、運営に関する事。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・災害ボランティアの派遣要請及びボランティアセンターの開設に関する事。 ・死亡弔慰金、災害見舞金、災害援護資金等生活救済対策に関する事。 ・在宅避難者への支援に関する事。 ・被災者に対する生活保護の実施に関する事。 ・園児の安否確認及び安全確保に関する事。

	健康班 健康課 班長 健康課長	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等との連絡調整に関すること。 ・救護所の開設、救護、助産に関すること。 ・医療ボランティアの活動調整、支援に関すること。 ・被災地、避難所等の感染症対策及び予防に関すること。 ・医療用資機材等の調達、要請に関すること。 ・消毒用薬剤等の調達、配付及び備蓄に関すること。 ・食品衛生及び食中毒等に関すること。 ・健康対策及びこころのケアに関すること。
農産業部 部長 産業部長	農林農地班 農林水産課 農地整備課 農業委員会事務局 班長 農林水産課長	・港湾及び海岸の被害調査及び災害対応に関すること。 ・ため池等危険箇所の警戒に関すること。 ・農作物等の被害調査に関すること。 ・水産物等の被害調査に関すること。 ・作物、家畜等の伝染病予防、防疫に関すること。
	生活必需品供給班 商工振興課 観光振興課 班長 商工振興課長	・生活必需物資の確保、配給に関すること。 ・中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること。 ・り災商工業者の被害調査及び対策に関すること。 ・帰宅困難者対策に関すること。
施設整備部 部長 都市建設部長	道路河川班 建設課 用地課 班長 建設課長	・道路、橋梁、河川等の被害調査、応急措置、障害物の除去に関すること。 ・急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること。 ・交通規制及び緊急交通路、避難路誘導に関すること。
	避難実施応急住宅班 都市計画課 班長 都市計画課長	・災害情報の伝達・広報に関すること。 ・応急仮設住宅建設用地の選定 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・民間住宅のあっせん等住宅の確保に関すること。 ・被災後の都市計画及び復興計画に関すること。
下水前処理部 部長 下水道部長	下水道班 下水道課 前処理場対策課 班長 下水道課長	・下水の使用（トイレ対策等）に関すること。 ・公衆衛生の保全に関すること。 ・浸水被害の防除に関すること。 ・下水道施設非常用資機材の備蓄、調達に関すること。 ・維持管理業者及び協力業者との連絡調整に関すること。

教育部 部長 教育長 副部長 教育管理部長 教育事業部長	避難対策班 教育総務課 すこやか給食課 学校教育課 社会教育課 人権教育推進課 体育振興課 班長 教育総務課長	・避難所の開設、管理及び運営に関すること。 ・園児、児童及び生徒の安全確保、安否確認に関すること。 ・教職員等との連絡調整に関すること。 ・被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品等及び救援物資の配給に関すること。
	文化財班 歴史文化財課 班長 歴史文化財課長	・避難所の開設、管理及び運営に関すること。 ・文化財等の被害調査に関すること。
新宮地域活動部 部長 新宮総合支所長	新宮地域活動班 地域振興課 市民福祉課 班長 地域振興課長	・災害対策本部、関係機関との連絡調整に関すること。 ・現地対策本部設置に関すること。 ・配備体制指令、本部長命令の伝達に関すること。 ・避難勧告、指示等の伝達に関すること。 ・被害情報の収集、伝達に関すること。 ・本庁各班事務の補助に関すること。 ・各総合支所水防計画に関すること。
揖保川地域活動部 部長 揖保川総合支所長	揖保川地域活動班 地域振興課 市民福祉課 班長 地域振興課長	
御津地域活動部 部長 御津総合支所長	御津地域活動班 地域振興課 市民福祉課 班長 地域振興課長	
水道部 部長 水道事業所長	給水班 水道事業所 班長 部長が指名する者	
医療部 部長 医監兼事務総長	医療班 市民病院 班長 事務局長	・被災者の収容及び医事手続に関すること。 ・応急治療所の設営に関すること。 ・医薬品、衛生材料等の調達、配分等に関すること。 ・他の医療機関との連絡調整に関すること。

		・ 外来及び入院患者の安全対策及び避難誘導に関すること。
消防部 部長 たつの消防署長	消防班 たつの消防署 新宮分署 揖保川出張所 御津出張所 班長 たつの消防署副署長	・ 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 消防活動に関すること。 ・ 救急救助に関すること。 ・ 災害に対する情報収集に関すること。 ・ 人的被害の調査に関すること。 ・ 避難者の誘導に関すること。 ・ 消防防災ヘリコプターの要請に関すること。 ・ 広域消防相互応援に関すること。 ・ 緊急消防援助隊の要請に関すること。 ・ 危険物等による災害の拡大防止に関すること。 ・ 火災に関するり災証明に関すること。